

不当要求防止責任者講習

受講のご案内

公益財団法人
神奈川県暴力追放推進センター

不当要求防止責任者講習を受講される方のために

講習主催者	「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に基づいて、神奈川県公安委員会から委託された（公財）神奈川県暴力追放推進センター（以下「暴追センター」と言います。）が主催しています。
-------	---

目的	神奈川県内所在の事務所ごとに選任された「不当要求防止責任者（以下「責任者」と言います。）」が、暴力団との対応要領等を習得し、暴力団による様々な不当要求行為の被害を防止するために行うものです
----	--

種別	選任時講習	<ul style="list-style-type: none">○ 受講対象となるのは、新たに選任された責任者の方です。○ 選任届の申請をした日から概ね1年以内に受講案内の通知が届き受講することとなります。
	定期講習	<ul style="list-style-type: none">○ 受講対象となるのは、責任者講習を受講されたことのある責任者です。○ 前回の講習受講から概ね3年を経過した方が対象となり、受講案内の通知が届き受講することとなります。
	臨時講習	<ul style="list-style-type: none">○ 受講対象となる方は、不当要求による被害防止のために特に講習を行う必要があると認められる事業所の責任者となります。○ 講習は、必要な都度行います。

責任者選任基準	<ul style="list-style-type: none">○ 事業所の代表者は、一事業所に一人の責任者を選任してください。 責任者が複数の事業所を兼ねる場合は、各事業所ごとに選任の届出をしてください。○ 責任者とは、実際に不当な要求の対応に当たられる方でこの講習に出席される予定の方となります。○ 選任基準　本社（店）・・・総務課長 又は これに準ずる方 支社（店）・・・次長 又は これに準ずる方 営業所（店）・・・所（店）長相当職の方
---------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規・・事業所として初めて責任者を届出する場合 ○ 変更・・責任者に異動（転勤・退職など）が生じ、新たに責任者を選任した場合 <p>※ 新規・変更、いずれの場合も下記の届出手続きの方法で変更の届出をしてください。</p> <p>また、変更の場合は必ず、別紙を記載して添付した上、申請をお願いします。</p>
--	--

	<ol style="list-style-type: none"> ① 暴追センターホームページを経由し、デジタル庁行政手続きサイト（以下「e-Gov」と言います。）からの届出となります。 ② e-Govポータルサイトでの申請手続きが出来なかった場合には暴追センターのホームページで「責任者選任届出書」及び「別紙」をダウンロードして所定事項を記載の上、一旦、デスクトップ等に保存してください。（「責任者選任届出書」及び「別紙」は下記⑦でも使用することとなります。） ③ e-Govポータルサイトで「電子申請」をクリックし、電子申請サイトより、ログインをして申請を行ってください。（初めてe-Govを利用される方は「e-Govを初めてお使いの方へ」をご覧ください。） ④ e-Govサイトを利用するにはe-Govアカウントの取得とe-Gov電子申請アプリケーションが必要になります。（申請を行う機種に対応したアプリをインストールして申請を行うこととなります。） ⑤ 電子申請の手続検索・刑事警察とクリックすると「責任者受講申込の提出」・「責任者選任の届出」と「疑わしい取引の届出」の届出が選択できます。 責任者講習の受講は、責任者の選任届をしなければできませんので初めに「責任者選任の届出」を行ってください。 ⑥ 「責任者選任の届出」申請画面で必要事項を入力し、届出を行う警察署を選択後、誤りがなければ「入力内容確認」をクリックして最後に「送信」ボタンをクリックして届出完了となります。
--	---

- ⑦ e-Gov サイトを利用した届出申請ができない場合は、暴力団対策課へメール件名を「責任者選任届出書」として前記②で作成した「責任者選任届出書」及び「別紙」を必ず添付の上、送信してください。

暴力団対策課メールアドレス boutai01@police.pref.kanagawa.jp

※ 事業所のセキュリティ対策の導入により、手続きに係る申請書を送信できないことがあります。その場合、お手数ですが事業所を管轄する警察署の刑事課（暴力犯担当係）に届出書及び別紙を郵送又は持参くださいますようお願いいたします。

届出手続き

- ⑧ 責任者講習の受講は、「選任届出書」が受理されると責任者宛に神奈川県公安委員会から責任者講習開催通知「責任者講習通知書（往復はがき）」が送達されます。

送達された「責任者講習通知書」の内容を確認し、前記⑤の「責任者受講申込の提出」をクリックして必要事項を入力の上、「出席」又は「欠席」にチェックを入れて回答を送信してください。

※ 責任者講習受講の回答は、返信用葉書「責任者講習受講申込書」の「○申し込みます。」又は「○申し込みません。」を○で囲み、回答されても構いません。

講習の通知	<p>① 神奈川県公安委員会から責任者講習開催の通知「責任者講習通知書（往復はがき）」が約1か月前に届きます。</p> <p>② 責任者は「責任者講習受講申込書（返信用）」の申込欄のいずれかを○で囲み、所要事項を記入の上、返信（投函）してください。</p> <p>③ 講習当日は、「責任者講習通知書」を持参の上、5分前までに受付をお済ませください。（講習は無料で所要時間は概ね3時間になります。）</p> <p>※ 受講日を変更されたい場合は下記連絡先へお問い合わせください。</p>
-------	--

講習内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暴力団の現状と動向について ○ 暴力団対策法及び県条例について（改正、制定や法解釈） ○ 暴力団等に対する対応要領（基本的心構え、具体的対応要領、DVD上映など）について ○ 修了書の交付（講習終了時に公安委員会から受講修了書が交付されます。）
------	---

連絡先	<ul style="list-style-type: none"> ○ 受講日の変更や責任者氏名等の誤り 神奈川県警察本部暴力団対策課 排除第一班（不当要求防止責任者講習担当） 045-211-1212（内線4535） ○ 講習内容等について 公益財団法人神奈川県暴力追放推進センター 事務局 045-201-8930
-----	--